

広島市八木細田自治会会則（改定案）

第1条 自治会の目的

1. 本会は会員の団結により相互の親睦と融和、福祉の増進に協力し、地区の発展を図ることを目的とする。

第2条 本会の会員

1. 本会の会員は細田自治会に居住する、原則として全世帯をもって会員とし、他の地区へ転出した時は会員の資格を失うものとする。

第3条 会員の規定

1. 本会の会員は会則の定めるところに基づいて会合に出席し、発言及び採決に加わることが出来る。
2. 本会の全ての行事活動に参加し、本会の特典を共有することが出来る。
3. 本会の運営について批判または意見を自由に申し出ることが出来る。
4. その他全ての諸問題について均等な取り扱いを受けることが出来る。
5. 本会の会則並びに、これに基づく議決に従い自治会の育成発展に努力しなければならない。
6. 本会の会則に基づき、通常自治会費及び臨時会費を納入しなければならない。
7. 本会が行う、あらゆる定期総会、臨時総会、役員会、区長会に出席し、欠席の場合は委任状を提出しなければならない。
8. 本会の各総会及び役員会での議決事項は守らなければならない。

第4条 本会は次の役員を置く

1. 自治会長 1名、副会長 2名、事務局長 1名、事務局員 2名、会計 1名、会計監査 2名、区長 各1名、公衆衛生推進委員長 1名、公衆衛生推進委員 1名、防犯防火委員長 1名、防犯防火委員 4名、子ども会育成会役員 若干名、さつき会役員 若干名
2. 本会はその必要に応じ役員会の議決により専任役員を置くことが出来る。
3. 本会の役員の議決により顧問及び相談役をおくことが出来る。
4. **情勢の変化などにより役員の人数、役職などは役員会の議決により随時改定することができる。**

第5条 役員の任期

1. 本会の役員の任期は1年とし、改選に当たっては留任を妨げない。
2. 年度途中欠員を生じた場合、後任役員は前任者の残任期間とする。

第6条 役員の選出

1. 会長及び各役員は区長の互選または推薦によって選出する。
2. 区長は各区より選出する。
3. 本自治会役員は総会での承認により決定する。

第7条 本会の運営

1. 会長は本会を代表し会務を総括し総会での会務の報告を行う。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故の場合、その職務を代行する。
3. 会計は会計事務を担当し、その出納を明確にして総会において決算報告をする。
4. 事務局は、4 役会議、役員会、区長会議、総会における議事全般を記録保持する。
5. 監査は、会計を監査し、その結果を総会において報告する。
6. 事務局は第1条第1項の目的を推進のため行事を企画し達成に努める。
7. 公衆衛生委員は環境衛生関係の行事を担当する。
8. 防犯防火委員は防犯防火規約第4条の目的を達成する行事を行う。
9. 区長は会長の指示により会務を処理し、本会、会員との連絡を密にし、会の運営に努力する。
10. 子ども会育成会の運営は、子ども会の育成発展のため子ども会役員を補佐する。

第8条 本会の会議

1. 本会の運営のため次の会合を持つ。
定時総会 臨時総会 4 役会議 役員会 区長会 区会
2. 定期総会は毎年4月会長が召集して開催し、全会員の2分の1以上の出席によって成立する。議決は過半数の賛成によって行うものとする。なお賛否同数の場合は会長が定めることとする。
3. 臨時総会は、役員が必要と認めたととき、全会員の3分の1以上が要求したときに会長の召集により行うものとする。
4. 諸般の事情により全体で総会を開催することが困難な場合は、区会にて上記と同様の議決を行い、総会に代えることができる。
5. 4 役会議は必要に応じ会長が召集する。
6. 役員会は必要に応じ会長が召集するものとし、役員が要求したときも同様に召集するものとする。
 - イ、 役員会は総会から委任された事項について、協議決定をしなければならない。
 - ロ、 予算の補正、予算外支出及び臨時会費に関する事項の協議決定をしなければならない。
 - ハ、 その他必要事項についての協議決定をしなければならない。
- 二、 役員会での協議事項決定は速やかに全役員に報告しなければならない。

第9条 本会の会計

1. 本会の経費は通常自治会費、臨時会費、その他の収入をもってこれに充てる。
2. 通常自治会費は月額400円とし、毎月末迄に徴収して本会会計に納入する。
3. 臨時会費は、会計の運営が困難になった場合、役員会の議決に基づいて徴収するものとする。
4. 会員転出の場合は徴収した会費の払い戻しはしない。
5. 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。
6. 自治会入会金は1,000円とする。
7. 諸般の事情により会費の変更が必要な場合は役員会の議決により決定する。

第 10 条 会員の慶弔

1. 会員が死亡した場合、金 3,000 円を香典として贈るものとする。
2. その他の場合については、その都度役員会で協議の上決定する。
3. 敬老の日にお祝いを贈る。→削除

第 11 条 役務の引継

1. 役務の引継は新旧役員立会いの下、関係書類と共に業務の引継ぎを行うものとする。

第 12 条 会則の施工期日及び会則の変更

本会則の変更は総会の決議により行うことが出来る。

1. 本会則は昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本会則は平成 9 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
3. 本会則は平成 13 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
4. 本会則は令和 5 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。

附則 防犯防火委員会及び子ども会育成会、さつき会の運営については別に定める規約による。